**消　　防　　計　　画**

　**第１章　総　則**

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

（計画の適用範囲）

第２条　この計画は当建物に勤務し、又は、出入りするすべての者に適用するものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第３条　防火管理者はこの計画の一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

⑴　消防計画作成、検討及び変更

⑵　消火、通報及び避難誘導訓練等の実施

⑶　消防用設備等の点検、整備の実施及び監督

⑷　建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督

⑸　火気使用の制限、禁止及び指導監督

⑹　消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した「避難経路図」の作成、掲示

⑺　収容人員の把握と安全管理

⑻　管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告等）

第４条　防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

⑴　消防計画の届出（改正の場合はその都度）

⑵　建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き

⑶　消防用設備等の点検結果の報告

⑷　教育訓練の指導要請（消防訓練実施届出の提出）

⑸　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

　**第２章　予防管理対策**

（予防管理組織）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表１のとおり定める。

（自主検査）

第６条　防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票（別添）に基づき、自主検査を１年に　　　回（　　月　　月）に実施し、その結果を維持台帳に３年間記録保存する。

（消防用設備等の点検結果）

第７条　防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため別表２に定める基準により法定点検を実施し、その結果を維持台帳に３年間記録保存するとともに　　　年に１回西尾市消防長に報告しなければならない。

（不備欠陥等の整備）

第８条　防火管理者は、点検、検査結果、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図らなければならない。

（火災予防、避難管理上の遵守事項）

第９条　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。

⑵ 喫煙は、指定された場所で行うとともに、灰皿、吸いがら容器は水を入れて使用し、後始末を完全にすること。

⑶ 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。

⑷ 非常口等、有事の際容易に開放できるよう維持管理しておくこと。

⑸ 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

⑹ 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

**第３章　自衛消防活動対策**

（組織と任務）

第１０条　火災、地震、その他の災害が発生した場合に、被害を最小限に止めるために自衛消防組織を別表３のとおり定める。

（自衛消防活動）

第１１条　火災等の災害が発生した場合は、前条に定める任務分担及び消防用設備等の配置図、避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

（夜間、休日における活動体制）

第１２条　就業時間外に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

２　防火管理業務の委託「　有　・　無　」

夜間、休日等、無人時の災害発生時に備え、防火管理業務を部外者に委託する場合は、その委託の方法、範囲等を防火管理業務委託状況に定めるものとする。

３　従業員は、相互に連絡を取り合い、すみやかに参集するものとする。

**第４章　震災対策**

（震災予防措置）

第１３条　地震災害の予防措置は、第２章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

⑴　建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

⑵　火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置等の作業点検

⑶　危険物類の漏洩、流出等の防止装置

（地震時の活動）

第１４条　地震時の活動は、第３章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

⑴　各火元責任者は、全従業員を指揮し、火気使用設備器具等からの出火防止にあたる。

⑵　従業員は、一般外来者に必要な指示を与え、混乱防止につとめるこ　と。

⑶　避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。

第１５条　地震予知対応策

１　情報の収集伝達

⑴ 東海地震注意情報発表時の措置

ア　東海地震注意情報を知った従業員は、直ちに防火管理者に報告し、防火管理者は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認のうえ建物内にいる従業員にその事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、従業員（自衛消防組織）の任務の確認、指示等を行う。

イ　東海地震注意情報の伝達は、混乱防止に十分配慮して放送設備等により、別記１に定める文例等をもって伝達を行う。

⑵ 警戒宣言発令時の措置

ア　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った従業員は、直ちに防火管理者に報告し、建物内にいる従業員にその事実を知らせる。

イ　警戒宣言発令の利用者への伝達は、従業員（自衛消防組織）が配置についた時点で、放送設備等により、別記２に定める文例等をもって伝達を行う。

２　警戒宣言時の活動

　　　従業員（自衛消防組織）は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは防火管理者の指揮下に、次に定める応急対策を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　対　策　内　容 | 　　担当責任者 |
| 出火防止措置 |  |
| 　火気使用器具の使用停止 |  |
| 　ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認 |  |
| 　ボンベ、燃料タンクの固定確認 |  |
| 水のくみおき、消火器の準備 |  |
| 商品等の転倒、落下防止 |  |
| 非常持出品の準備 |  |
| その他必要な措置 |  |
|  ： |  |

３　避　難

　　　　　　　　　　の指定避難場所は、　　　　町の　　　　　　　　である。防火管理者は、　　　　　　　　（指定避難場所）の位置及び当建物からの避難経路を示す図面を建物内に掲示するほか、警戒宣言が発せられたとき建物内にいる顧客及び従業員に対し、　　　　　　　　　　　（指定避難場所）の位置及び当建物からの避難経路、方向を知らせる。

1. 従業員は、２に定める対策をとったときは、防火管理者に報告した後、防火区画及びシャッター等を閉め、　　　　　　　　　　　　へ避難する。

４　時間外の対策

　　　営業時間外に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、防火管理者は、２に掲げる対策をとる。（対策をとった後、防火区画及びシャッター等を閉め、　　　　　　　　　　　　へ避難する。）

５　教育、訓練及び広報

⑴　防火管理者は、従業員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、従業員に町内会が行う防災教育を受けさせる。

⑵　防火管理者は、大規模な地震に係る防災訓練を年１回以上行うほか、従業員を町内会が行う防災訓練に参加させる。

⑶　通勤の従業員が自宅で警戒宣言が発せられたことを知ったときは、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とする。

⑷　営業中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、営業を中止する。

第１６条　南海トラフ地震対策

（組織）

⑴　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分（担当者） | 任務内容 |
| 地震防災隊長　　　　　　　　 | ①　各担当に地震発生を知らせ、それぞれの任務にあたらせる。②　地震による被害発生の防止又は軽減に努める。 |
| 地震防災副隊長　　　　　　　　 | 隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。 |
| 情報収集連絡班　　　　　　　　 | ①　地震及び津波に関する情報の収集に努める②　情報を正しく伝える。 |
| 避難誘導班　　　　　　　　 | 避難場所まで利用者等を誘導する。 |

（隊長の権限及び業務）

　　⑵　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

　　　ア　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

　　　イ　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達すると共に、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

　　　ウ　避難誘導班に利用者等の避難誘導にあたらせること。

　　　エ　従業員を　　　　　　　　　　に集合させ避難させること。

　　　オ　津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

　　　カ　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（施設利用者の責務）

　⑶　南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された時又は地震が発生したことを覚知した利用者は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（各班の業務）

⑷　情報収集連絡班及び避難誘導班は次の活動を行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集連絡班 | ①　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。②　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い建物にいる利用者に伝えること。③　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた利用者に対する情報伝達のための文例、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。 |
| 避難誘導班 | 1. 地震の発生又は隊長の指示に基づき、建物内の避難経路確保及び安全確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置（別添　避難経路図）を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。

②　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、建物内にいる利用者を避難誘導すること。③　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を示し、混乱の発生防止に努めること。④　建物にいる利用者への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。 |

（その他不測の事態の対応）

⑸　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当ではないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

　　　各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当ではないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

⑹　隊長（防火管理者）が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年１回以上行うものとし、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

　ア　情報収集・伝達に関する訓練

　イ　津波からの避難に関する訓練

　　ウ　その他、前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

⑺　隊長（防火管理者）が利用者に対して行う教育は次による。

　　ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

　イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

　　ウ　地震及び津波に関する一般的な知識

　　エ　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

　　オ　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に利用者等が果たすべき役割

　　カ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

　　キ　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広報）

⑻　隊長（防火管理者）が利用者等に対して事前に行う広報は次による。

　ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に出火防止、利用者同士が協力して行う救助活動、避難行動、自動車運行の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識

　ウ　正確な情報入手の方法

　　エ　防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容

　　オ　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

　　カ　各地域における避難地及び避難路に関する知識

※南海トラフ地震の避難経路図を作成する。（一時避難場所は近くの高台）

**第５章　教育・訓練**

（防災教育）

第１７条　防火管理者は、従業員の防火管理知識の向上と消防技術及び警戒宣言にかかる対応措置の向上を図るため、年（　）回以上教育訓練及び避難・消火訓練（自衛消防訓練）を次により実施する。

⑴　防災教育実施時期等

　　　　従業員全員に対する教育

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前　期 | 　　月 | 後　期 | 　　　月 |

⑵　防災教育内容

　　　ア　消防計画の周知徹底

　　　イ　火災予防上の遵守事項

　　　ウ　防火管理に対する従業員各自の任務及び責任の周知徹底

　　　エ　安全な作業に関する基本事項

　　　オ　震災対策に関する事項

　　　カ　その他火災予防上必要な事項

⑶　訓練の実施

　　　　防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 消火、通報及び避難誘導等を連携して行う訓練 | 　　月 |
| 部分訓練 | 消火、通報及び避難誘導等を行う訓練 | 　　　月 |
| 基礎訓練 | 消火活動に使用する設備、器具等の取扱い訓練 | 随　時 |
| 図上訓練 | 隊員による机上で行う訓練 | 随　時 |

　（訓練の届け出）

第１８条　防火管理者は消防訓練を実施しようとするときは、実施の３日前までにその旨を西尾市消防長に届け出なければならない。

附則

　　この消防計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

　　　　　〃　　　　　　　　年　　月　　日（一部改正）

　**別表１（予防管理組織編成表）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 防火担当責任者（火元責任者） | 点検内容 |
| （　　　　　） | （　　　　　 ） | ①喫煙の安全管理②火気使用設備、器具の安全管理③電気設備、器具の安全管理④消火器具の管理⑤避難管理⑥地震時の出火防止に関すること⑦その他火災予防上必要な事項 |

**別表２（消防設備等点検基準表）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 機器点検 | 総合点検 | 点検者（業者名） |
|  | ６ヶ月に１回　　月　　月 | １年に１回　　　月 | （　　　　　　　　　　　） |

**別表３　（自衛消防組織編成）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長（防火管理者） | 任　務　内　容 | 担　当　者 |
| ○隊長　　隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう総括的指揮統率を図るとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。 |  |
| ○通報連絡係　　消防機関への通報　　従業員、来場者への報知　　消防隊への情報提供※震災時　情報収集及び伝達担当 |  |
| ○消火係　　消火器等を使用して初期消火活動を行う。※震災時　点検及び応急救護担当 |  |
| ○避難誘導係　　避難口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。※震災時　避難誘導担当 |  |